

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称) 深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

(仮称) 深谷通信所跡地 公園整備事業

計画段階配慮書の概要

令和2年7月13日

横浜市

1

本日の説明内容

- 1 事業計画の概要
- 2 地域の概況及び地域特性
- 3 配慮指針に基づいて行った
計画段階配慮の内容

2

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称) 深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

1 事業計画の概要

3

旧深谷通信所跡地利用検討の経緯

配慮書p.1-19

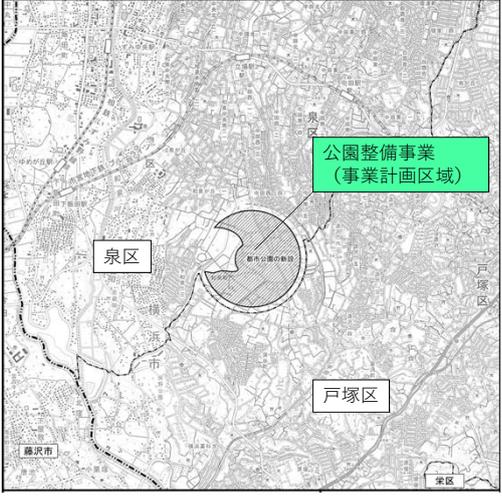
年月	検討内容等
平成16年10月	日米合同委員会における返還の方針の合意
平成18年6月	「米軍施設返還跡地利用指針」策定
平成19年3月	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」策定
平成21年4月～平成22年1月	深谷通信所提案公募事業（アイディアコンペ）
平成23年3月	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」改定
平成25年3月	泉区深谷通信所返還対策協議会から計画案、戸塚区から区民意見の提出
平成26年6月	返還
平成26年9月	「旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」公表
平成30年2月	「深谷通信所跡地利用基本計画」策定

4

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称) 深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

事業計画の概要

配慮書p.1-1～1-2

<p>都市計画決定権者の名称並びに第1分類事業を実施しようとする者の氏名及び住所</p> <p>【都市計画決定権者】 名称 横浜市 【当該第1分類事業を実施しようとする者】 代表者の氏名 林 文子 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 【計画段階事業者】 同上</p>	
<p>都市計画対象事業の名称</p> <p>(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業</p>	
<p>都市計画対象事業の種類、規模</p> <p>運動施設、レクリエーション施設等の建設： 都市公園の新設 (第1分類事業) 敷地面積：約50 ha 形質変更区域面積：約50 ha ※事業全体(事業計画区域)の面積：約50ha</p>	
<p>事業計画区域</p> <p>横浜市区泉区和泉町、中田町地内</p>	

5

事業の目的及び必要性

配慮書p.1-3

- 自然・スポーツ・文化等広く利用者をひきつけるテーマを供えた大規模な緑の空間の形成を目指す。
- 郊外部の再生・活性化・都市インフラの強化、市民の健康づくり、緑の保全・創出、災害に強いまちづくり等への対応を図る。

▼

- 災害時に広域的な防災拠点として利用できる防災機能の充実
- 豊かな自然環境を創出
- 市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等の形成

6

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

事業計画の内容 ※深谷通信所跡地利用基本計画から引用 配慮書p.1-5

テーマ：『緑でつながる魅力的な円形空間』

- 市民が楽しみながら元気になれる
「健康・スポーツの拠点」をつくります
- 「人と人」「過去と未来」をつなぎ、
「人と自然」をそだてます
- 「人と地域」を災害からまもり、
「緑豊かな環境」をまもりまもります

7

事業計画の内容 ※深谷通信所跡地利用基本計画から引用 配慮書p.1-5~1-6

■ 整備方針

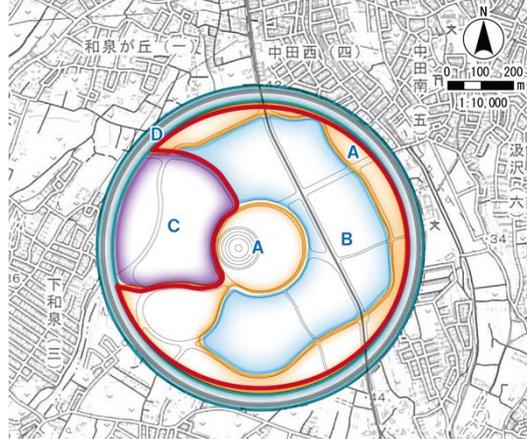
- ・ 防災機能の確保
- ・ 地域の人がふれあう広々とした空間の創出
- ・ 豊かな自然環境の創出
- ・ 市民の健康づくりへの寄与
- ・ 全市的・広域的な課題への対応
- ・ 歴史、景観、環境への配慮
- ・ 社会的経済状況への配慮

8

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

ゾーニング図

配慮書p.1-7

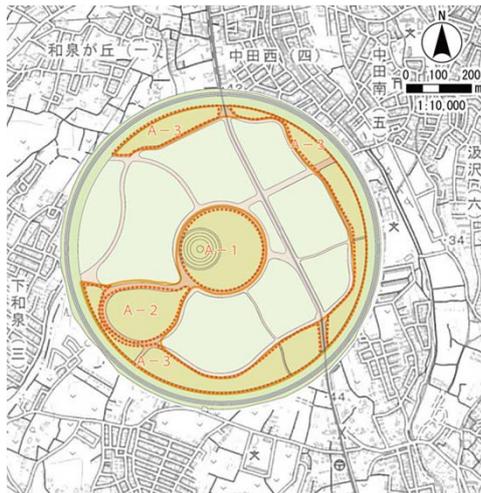


- A: ふれあいとにぎわいの広場ゾーン (公園)
- B: スポーツパークゾーン (公園)
- C: 緑とやすらぎのメモリアルゾーン (墓園)
- D: 外周道路ゾーン

9

ゾーニング図 A:広場ゾーン

配慮書p.1-8~9



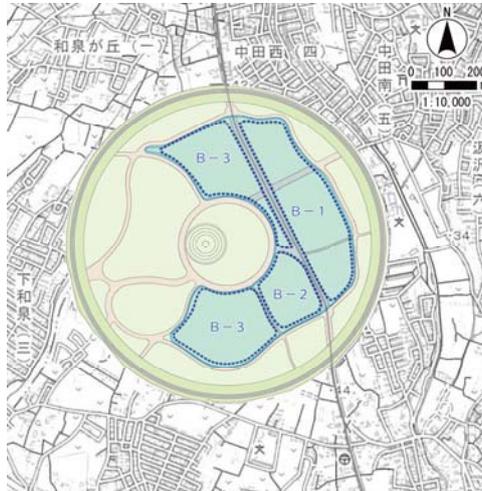
広大な草地広場での地域交流やイベント、運動、遊び、自然とのふれあい等、様々な活動や体験のできるゾーン。

10

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

ゾーニング図 B:スポーツパークゾーン

配慮書p.1-10~11



本格的な球技スポーツを楽しむ、スポーツや文化等、様々な活動を通して、多くの人が交流する、にぎわいのあるゾーン。

11

今後のスケジュール

配慮書p.1-19

- 環境影響評価手続終了後5年以内に着工し、その後15年間程度で供用開始予定です。
- 深谷通信所跡地の全体面積が約77haと大規模であるため、施工手順及び各年度の執行可能予算額を勘案して段階的な計画・整備とします。
- 事業スケジュールについては引き続き精査します。

12

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称) 深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

2 地域の概況及び地域特性

13

調査対象地域等の設定

配慮書p.2-1



事業計画区域周辺における気象、地形、地質、地盤、水循環、植物、動物、人口、産業、土地利用、交通、運輸、公共施設等、文化財等、公害等、災害、廃棄物、法令等の環境に関する情報を収集し、事業計画区域を含む周辺の地域特性の把握に努めました。

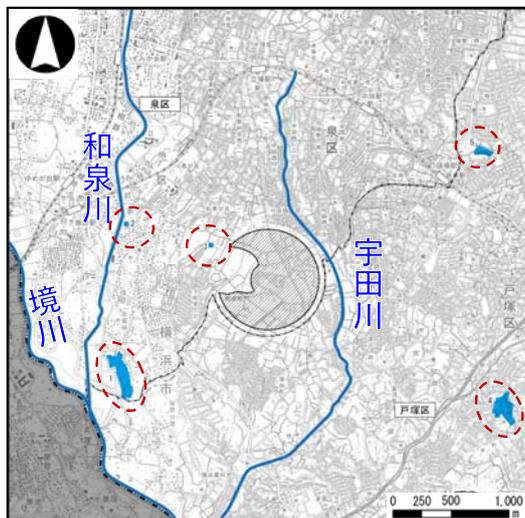
調査対象地域：泉区、戸塚区

14

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称) 深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

河川及び湧水の分布状況

配慮書p.2-13~2-16



- 事業計画区域の西側には二級河川の境川と和泉川が、東側には二級河川の宇田川が流れています。
- 調査区域において、湧水は泉区で3地点、戸塚区で2地点あります。

<凡 例>

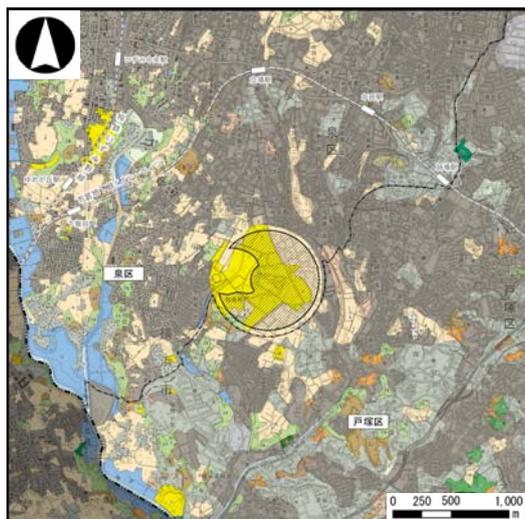
- : 事業計画区域
- - - : 市 境
- - - : 区 境
- : 二級河川
- : 湧水

資料：「高度情報ウェブマッピングシステム」（国土交通省国土政策国土情報課、令和2年4月調べ）
 加藤良昭・下村光一郎・飯塚貞男（2008）「横浜市の湧水特性」（横浜市環境科学研究所報第32号）
 「泉区政策ガイド 水と緑と歴史の散歩道」（泉区総務部地域振興課、平成28年11月）
 「下和泉湧き水を守る会資料」（下和泉湧き水を守る会、令和2年4月調べ）
 「横浜市の都市公園データ集」（横浜市ホームページ、令和2年4調べ）

15

現存植生図

配慮書p.2-17~2-22



- 事業計画区域は、大部分に「ゴルフ場・芝地」及び「畑雑草群落」があり、一部に「クヌギ・コナラ群集」があります。

<凡 例>

- : 事業計画区域
- - - : 市 境
- - - : 区 境
- : 10. シラカシ群集
- : 15. ヤブコウジスダジイ群集
- : 24. クヌギ・コナラ群集
- : 25. オニシバリーコナラ群集
- : 33. 伐採跡地群落 (V I I)
- : 35. アカメガシワ・カラスザンショウ群落
- : 36. ミゾソバ・ヨシ群落
- : 38. 低木群落
- : 48. スギ・ヒノキ・サワラ植林
- : 52. その他植林
- : 53. 竹林
- : h. ゴルフ場・芝地
- : f. 路傍・空地雑草群落
- : e. 果樹園
- : a. 畑雑草群落
- : b. 水田雑草群落
- : k. 市街地
- : i. 緑の多い住宅地
- : L. 工場地帯
- : m. 造成地
- : w. 開放水域

資料：「自然環境調査Web-GIS（第6・7回自然環境保全基礎調査植生調査）」
 （環境省自然環境局生物多様性センター）

16

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称) 深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

動物の状況

配慮書p.2-23~2-25

- 調査区域周辺の主な動物相の確認状況は、哺乳類はノウサギ、タヌキ、イタチ等が、鳥類はヤマドリ、タカブシギ、オオヨシキリ、アオジ等が、魚類はコイ、アブラハヤ、ドジョウ等が、底生動物はマシジミ、ハグロトンボ等が確認されています。

調査項目	主な確認種	
	資料①	資料②
哺乳類	ノウサギ、タヌキ、イタチ、アナグマ	-
鳥類	コサギ、カルガモ、トビ、コジユクエ、ヤマドリ、キジ、コトドリ、タカブシギ、イソノギ、コアジサシ、キジバト、カセミ、コガラ、セバシ、ツバメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セウロセキレイ、スズメ、ヒヨドリ、モズ、ジョウビタキ、ツグミ、ウグイス、オオヨシキリ、セッカ、シジュウカラ、ミンロ、ホシジロ、カシラダカ、アオジ、カワビロ、シメ、スズメムクドリ、オオカ、ハシボソガラス、ハシブトガラス	-
魚類	-	コイ、オカワ、カドマツ、アブラハヤ、タモロ、ドジョウ、ボウズハゼ、オオヨシボリ、トウヨシボリ類
底生動物	-	ナミウスミシ、アメリカウスミシ、ヒメタニシ、カリナシ、ヒメノアラガイ、サカマキガイ、タイワンシジミ、マシジミ、エラミズ、ヌメビル、シマイビル、ミズムシ、フロリダマシヨコエビ、ヤマトヌマエビ、ミナミナガエビ、ヒラテナガエビ、スジエビ、アメリカザリガニ、モズガニ、フタバコガレロウ、サホコガレロウ、フタモンコガレロウ、シロハラコガレロウ、ウスイロトビゲコガレロウ、ウデマカリコガレロウ、シロタニガリコガレロウ、エラブタマダコガレロウ、アジアイトノボ、ハグロトンボ、タビドサエ、オオサエ、アメンボ、コガタシマトビケラ、ナミコガタシマトビケラ、カルマシマトビケラ等

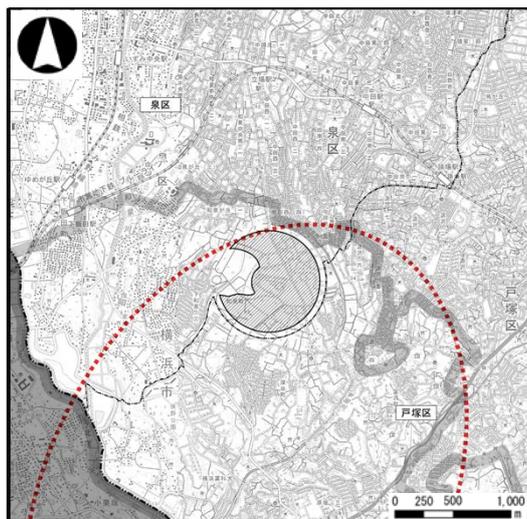
資料①：「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成4年3月）

資料②：「横浜の川と海の生物（第14報・河川編）」（横浜市環境科学研究所、平成28年3月）

17

生態系の状況

配慮書p.2-28~2-29



- 事業計画区域は、横浜市の「緑の10大拠点」及び、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」の二つの地区に含まれています。

<凡 例>

- 事業計画区域
- 市 境
- 区 境
- 下和泉・東俣野・深谷周辺地区（横浜市水と緑の基本計画）
- 下和泉・東俣野・深谷周辺（生物多様性保全上重要な里地里山）

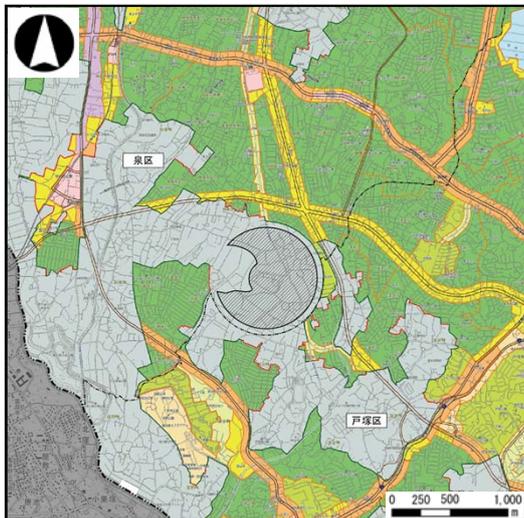
資料：「横浜市水と緑の基本計画」（横浜市環境創造局政策調整部政策課、平成28年6月）
「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ、令和2年4月調べ）

18

◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
 ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

用途地域図

配慮書p.2-34~2-35



- 事業計画区域の周辺は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、市街化調整区域に指定されており、事業計画区域は市街化調整区域に指定されています。

<凡例>

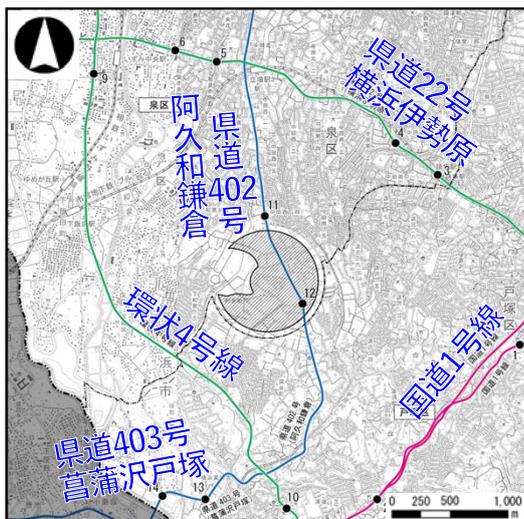
: 事業計画区域	: 第1種住居地域
: 市境	: 第2種住居地域
: 区境	: 準住居地域
: 第1種低層住居専用地域	: 近隣商業地域
: 第2種低層住居専用地域	: 準工業地域
: 第1種中高層住居専用地域	: 工業地域
: 第2種中高層住居専用地域	: 市街化調整区域

資料：「横浜市行政地図情報提供システム トマッピー (まちづくり地図情報) (横浜市建築局企画部都市計画課、令和2年4月調べ)」

19

主要道路網

配慮書p.2-36~2-37



- 事業計画区域を南北に通過する県道402号(阿久和鎌倉)があり、続いて県道403号(菖蒲沢戸塚)があります。また、事業計画区域の北側には県道22号(横浜伊勢原)が、西側には環状4号線が、南東側には国道1号線があります。

<凡例>

: 事業計画区域	: 一般国道
: 市境	: 主要地方道
: 区境	: 一般県道
	: 交通量観測地点

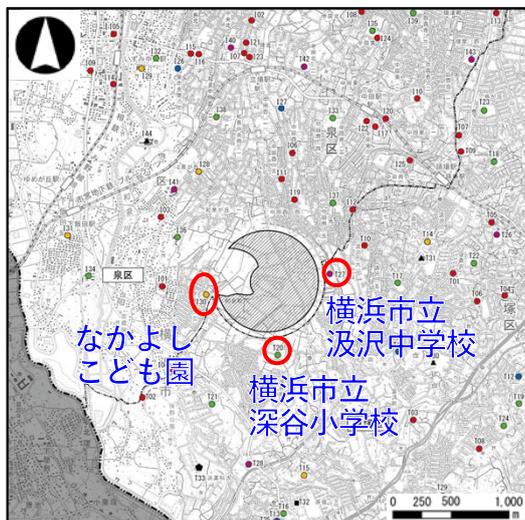
資料：「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省、平成29年6月)
 「平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査」(道路交通センサス)
 (国土交通省、平成23年9月)

20

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

公共施設等の状況 (教育施設等)

配慮書p.2-41~2-44



- 事業計画区域の周辺には、なかとよしこども園、横浜市立深谷小学校、横浜市立汲沢中学校等があります。

<凡例>

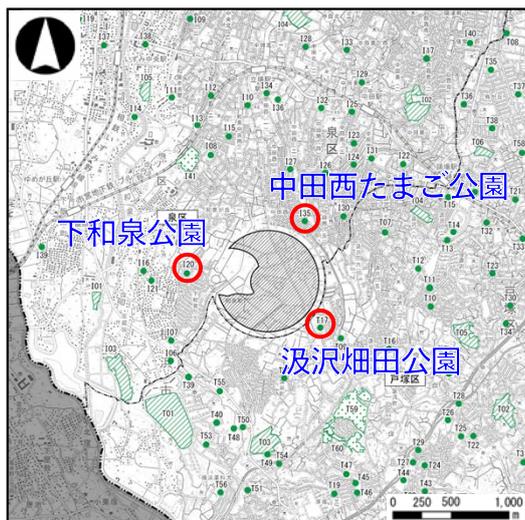


資料：「保育所・保育施設情報一覧」（横浜市ホームページ、令和2年4月調べ）
 「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和2年4月調べ）
 「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和2年4月調べ）
 「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ、令和2年4月調べ）

21

公共施設等の状況 (公園・緑地等)

配慮書p.2-54~2-57



- 事業計画区域の周辺には、下和泉公園、中田西たまご公園、汲沢畑田公園等があります。

<凡例>



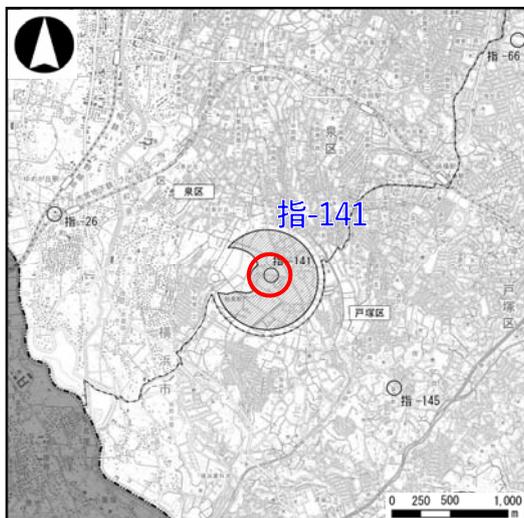
資料：「横浜市の都市公園データ集」（横浜市ホームページ、令和2年4月調べ）
 「市民の森」指定一覧」（横浜市ホームページ、令和2年4月調べ）
 「市民の森・ふれあいの樹林・横浜自然観察の森ガイドマップ」
 （横浜市ホームページ、令和2年4月調べ）

22

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

土壌汚染の状況

配慮書p.2-78~2-79



- 事業計画区域には、**形質変更時要届出区域が1箇所**あります。

<凡 例>

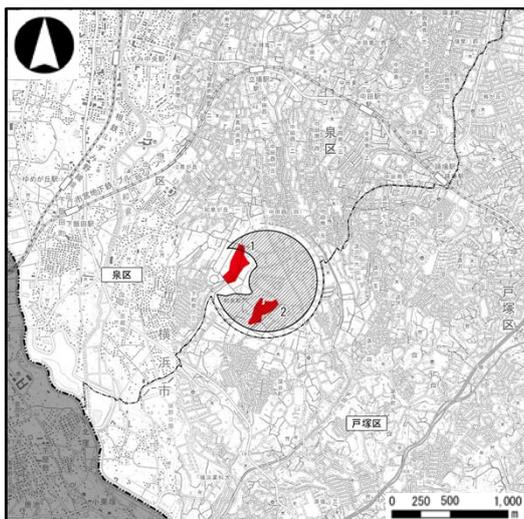
- ▨: 事業計画区域
- - -: 市 境
- - -: 区 境
- : 土壌汚染に係る区域

資料: 「土地汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」
(横浜市環境創造局環境保全部・土壌環境課ホームページ、令和2年4月調べ)

23

産業廃棄物最終処分場跡地

配慮書p.2-96、資料7



- 事業計画区域内において**最終処分場跡地が2箇所**あります。

<凡 例>

- ▨: 事業計画区域
- - -: 市 境
- - -: 区 境
- : 産業廃棄物最終処分場跡地の指定区域

資料: 「平成30年度深谷通信所跡地利用事業化検討業務委託 報告書」
(横浜市政策局基地対策課、平成31年3月)

24

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

3 配慮指針に基づいて行った 計画段階配慮の内容

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

横浜市環境配慮指針：運動施設、レクリエーション施設等の建設に関する配慮事項の要点	
基本的な 配慮事項	(1) 計画地選定や施設配置などに当たり、周辺環境への影響を少なくする
	(2) 環境資源などの現況把握を行う
	(3) 計画段階から安全な工法や工程などを検討し、市民への情報提供に努める
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例などを遵守する
本事業に係る 配慮事項	(5) 工作物や敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める
	(6) エネルギー使用の合理化を図り、再生可能エネルギーなどの活用に努める
	(7) 建設資材や設備などのグリーン購入、グリーン電力の導入に努める
	(8) 微気候に配慮し、ヒートアイランド現象の抑制に努める
	(9) 周辺建物との連続性や後背地との調和を図る
	(10) 駐車場整備に当たり、極力交通集中の回避や歩行者の安全及び利便性に配慮する
	(11) 光害や騒音などの影響を少なくする
	(12) 地域に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける
	(13) 地下水の涵養を図る
	(14)-1 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図る
(14)-2 雨水の有効利用、工作物の長寿命化に努める	
事業特性及び地域 特性を踏まえ追加 した配慮事項	(15) 一部区域に土壌汚染が発生していることから、環境へ影響を及ぼさないようにこれを処理する
	(16) 最終処分場跡地が確認されていることから、環境へ影響を及ぼさないように対応する

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-1~3-2

基本的な配慮事項(1)

計画地選定や施設配置などに当たり、周辺環境への影響を少なくする

- ◆ 上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行う。

上位・関連計画

- 横浜市中期4か年計画
- 横浜市水と緑の基本計画
- 横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン
- 横浜市環境管理計画

- ◆ 墓園事業や外周道路の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりや、多様な環境の創出、再生可能エネルギーの活用等、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を目指す。

27

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-3

基本的な配慮事項(2)

環境資源などの現況把握を行う

- ◆ 計画段階配慮書の作成を通じて自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努める。
- ◆ 自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指す。
- ◆ 住環境が整った区域内での作業となることから、周辺住居に配慮した計画とする。

28

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-3

基本的な配慮事項(3)

計画段階から安全な工法や工程などを検討し、市民への情報提供に努める

- ◆ 安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努める。
- ◆ 土壌汚染対策についても、法令に基づき適切な対応を行う。

29

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-3

基本的な配慮事項(4)

環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例等を遵守する

- ◆ 環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮する。

遵守する法令

- 土壌汚染対策法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 生物多様性基本法
- 地球温暖化対策の推進に関する法律

30

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-4

本事業に係る配慮事項(5)

工作物や敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める

- ◆建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努める。
- ◆墓園事業や外周道路の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指す。
- ◆墓園事業や外周道路の計画と連携しながら、樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出する。
- ◆緑化に際しては郷土種中心の多様な植物の植栽に努める。

31

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-4

本事業に係る配慮事項(6)

エネルギー使用の合理化を図り、再生可能エネルギーなどの活用を努める

- ◆建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討する。
- ◆太陽光、風力等の再生可能エネルギー施設については、墓園事業や外周道路の計画と併せて規模や配置を検討する。

32

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-4

本事業に係る配慮事項(7)

建設資材や設備などのグリーン購入、グリーン電力の導入に努める

- ◆ 建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入を図るとともに、横浜型グリーン電力入札制度に基づきグリーン電力の導入に努める。

【横浜型グリーン電力入札制度】

温暖化対策を進めていくために、本市の電力需給契約に関する入札に、発電に伴う環境負荷を可能な限り低減し、電力使用に伴うCO₂排出量削減の取組につながるような環境条件を設定することで、電気事業者に対して、環境に配慮した電力供給を行う方向に誘導する制度。平成18年度より導入。

33

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-4

本事業に係る配慮事項(8)

微気候に配慮し、ヒートアイランド現象の抑制に努める

- ◆ 駐車場や園路等の整備に当たっては、耐久性の確保を前提としつつ、ヒートアイランド現象の抑制策として、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用についても検討する。

34

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-4

本事業に係る配慮事項(9)

周辺建物との連続性や後背地との調和を図る

- ◆ 建物（管理棟等）について、周辺の景観と調和（色彩、材質、形、高さ）したものとなるよう、検討する。
- ◆ 事業計画区域は「横浜市景観計画」に定める景観推進地区ではないが、同計画が目指す良好な景観の形成に資するよう、事業計画区域内の緑化に配慮する。

35

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-5

本事業に係る配慮事項(10)

駐車場整備にあたり、極力交通集中の回避や歩行者の安全及び利便性に配慮する

- ◆ 駐車場の整備に当たっては、横浜市駐車場条例等に従い、かつイベント開催時等にも対応できる規模とする。
- ◆ 駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討する。
- ◆ 配置については交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、適切な規模の駐車場を分散して整備する。
- ◆ 歩行者の安全に配慮し、可能な限り園路は歩車分離とする。

36

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-5

本事業に係る配慮事項(11)

光害や騒音などの影響を少なくする

- ◆ 光害対策として、「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明計画とする。
- ◆ 工事の施工中においては、仮囲いの設置、作業の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップの実施等の対策を実施する。
- ◆ 供用時の駐車場に出入りする自動車に対し、法定速度の遵守とアイドリングストップの実施、空ぶかしの禁止を呼びかけ、騒音の発生を極力抑える。
- ◆ 供用時に多くの人が集まる可能性がある駐車場や野球場、球技場、テニスコート等の運動利用等に起因する騒音や照明に対して、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、周辺地域から離れたやや中央寄りに配置することとし、影響を低減する。
- ◆ 供用時の夜間照明においては、最低限の照度とし、配光を検討する。

37

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-5

本事業に係る配慮事項(12)

地域に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける

- ◆ 事業計画区域内には史跡・文化財は存在しないが、特徴である円形形状を残す等、歴史を継承する。
なお、事業計画区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、文化財保護法に従い対応する。

38

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-5

本事業に係る配慮事項(13)

地下水の涵養を図る

- ◆ 樹林地の保全、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調節池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画を検討する。

39

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-6

本事業に係る配慮事項(14)-1

廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る

- ◆ 工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努める。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行う。
- ◆ 「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討する。
- ◆ 建設発生土は、場内再利用に努める。

40

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称)深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-6

本事業に係る配慮事項(14)-2

雨水の有効利用、工作物の長寿命化に努める

- ◆ 雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用等の可能性について検討する。
- ◆ 工作物については、定期的な点検とメンテナンスを適切に行うことで、長寿命化に努める。

41

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-6

事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項(15)

一部区域に土壤汚染が発生していることから、環境へ影響を及ぼさないようにこれを処理する

- ◆ 平成28年度に行われた土壤汚染調査の詳細な調査結果については、資料編に記載した。なお、事業計画区域は土壤汚染対策法に基づく形質変更届出区域に指定されているため、法令等に基づき適切な対応が図られるように、関係機関等と協議を行う。

42

- ◆この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。
- ◆この資料は「(仮称) 深谷通信所跡地 公園整備事業」の内容を抜粋したものです。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p.3-6

事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項(16)

最終処分場跡地が確認されていることから、環境へ影響を及ぼさないように対応する

- ◆ 最終処分場跡地の上部利用に関して、できる限り形質変更を行わない計画とし、盛土や掘削を行う場合は、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づいて、生活環境に支障が生じないように安全を確認した上で施工を行う。
- ◆ 1m以上の盛土や掘削を行う場合は、環境省の「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」を遵守した適切な対応を図る。

43

ご清聴ありがとうございました

44